

令和3年度（2021年度） 県産材需要拡大県民運動推進会議

日時：令和3年（2021年）12月24日（金）
午後2時～午後3時30分
場所：ホテル熊本テルサ たい樹

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 熊本県知事あいさつ
- 3 議 題
 - (1) 令和2年度（2020年度）県産材需要拡大県民運動の取組みについて……資料1
 - (2) 法律改正の概要について ……………資料2
 - ・ 公共建築物等における木材の利用促進に関する法律とは
 - ・ 改正法の概要
 - ・ 県における公共建築物の木造化の取組について
 - ・ 民間における建築物の木造化の取組について
 - (3) 意見交換等 ……………資料3
 - ① 話題提供
 - ・ 公共建築物における地元木材の活用について～天草市複合施設こらすの場合～
 《R2年度熊本県木材利用大型施設コンクール「熊本県賞」受賞施設》
 - ② 意見交換
 - テーマ「民間建築物における木材利用の推進」について
- (4) 総括
- 4 その他
 - ・ 次年度の開催について
- 5 閉 会

県産材需要拡大県民運動推進会議(委員各位出席者名簿)

	役職	氏名	代理出席者氏名
会長	熊本県知事	蒲島 郁夫	代理 木村 敬 熊本県副知事
副会長	熊本県森林組合連合会代表理事会長	前川 収	代理 三原 義之 代表理事専務
副会長	一般社団法人熊本県木材協会連合会会長	鋤本 行廣	
委員	熊本県木材青壮年会連合会会長	坂田 陽之助	
委員	公益社団法人熊本県建築士会会長	伊東 龍一	
委員	一般社団法人熊本県建築士事務所協会会長	南 孝雄	
委員	一般社団法人熊本県建設業協会会長	土井 建	代理 笹原 健嗣 副会長
委員	一般社団法人KKN(熊本工務店ネットワーク)会長	久原 英司	代理 立山 誠也 副会長
委員	熊本県建築組合連合会会長	森 正光	
委員	熊本経済同友会代表幹事	笠原 慶久 平田 雄一郎	代理 荒森 靖夫 事務局長
委員	熊本県商工会議所連合会会長	久我 彰登	代理 田村 仁 事務局長
委員	熊本県商工会連合会会長	笠 愛一郎	
委員	熊本県中小企業団体中央会会長	櫻井 一郎	代理 中村 栄孝 総務部次長
委員	一般社団法人熊本県銀行協会会長	笠原 慶久	代理 西村 秀美 事務局次長
委員	農林中央金庫福岡支店九州営業統括部長	岩井 誠二	代理 丸山 健太郎 次長
委員	株式会社熊本日日新聞社代表取締役社長	河村 邦比児	代理 渡辺 吉孝 常務取締役

本人:6名 代理:10名 合計:16名

(1) 令和2年度(2020年度)

県産材需要拡大県民運動の 取組みについて

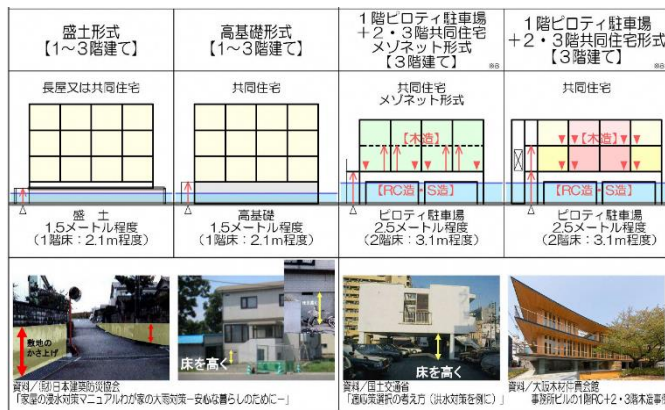
《 目 次 》

- 1 建築分野における木材の需要拡大(P1~3)
- 2 市場ニーズに応じた木材供給体制の整備(P4)
- 3 県民総ぐるみによる木材利用に向けた理解の醸成(P5~7)

1 建築分野における木材の需要拡大

(1) 中大規模建築物への木材利用推進

- ①市町村等が中大規模木造建築物を整備するにあたり、計画段階から木造化に向けた助言・サポートを実施
- ②建築士や建設担当者（民間・行政）への木造化・木質化に係る意識醸成と技術向上等を目的とした研修会等を4回実施
- ③施主が中大規模木造建築物を検討する際の参考となるよう地域材を活用した木造3階建ての「木造ビルの構造標準モデル（熊本モデル）」を普及
- ④3階建て共同住宅のプラン集「木造で作る多様な共同住宅」の作成



【プラン集「木造で作る多様な共同住宅」】

[県（林業振興課）、熊本県建築士事務所協会]

(2) 熊本県公共施設・公共工事木材利用推進本部による木造化の推進

- ①知事を本部長とした熊本県公共施設・公共工事木材利用推進本部会議において、公共施設等における木造率等の目標を定め、関係部局が積極的に木材利用を推進
- ②令和2年度の実績は以下のとおり（件数ベース）
 - ・公共施設（低層）の木造率 76%（28件／37件 うち県施工は100%）
 - ・公共施設の内装木質化率 89%（57件／64件 うち県施工は100%）

[県（林業振興課）]

(3) 木造設計アドバイザーによる技術指導

- ①市町村が木造で計画する公共施設の設計において木造設計アドバイザーを派遣し、技術指導を実施 [県（営繕課）、熊本県建築住宅センター]
- ②県等の補助を受けて施設を整備する可能性のある事業者等に対し、木造で計画する場合の技術的なアドバイスを実施 [県（林業振興課）]

(4) 住宅における木材利用の推進

- ①くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業
 - 県産木材の使用を通して良さを実感してもらい、住宅への県産木材の利用促進を図るため、県産の木材及び緑化木（庭木）の提供事業を実施
 - ・住宅等への補助：合計 87 棟
（一般住宅 75 棟、三世代住宅 7 棟、伝統構法住宅 1 棟及び事業所等への補助 4 棟）
 - ・県産木材の提供事業の広報を実施

[県（林業振興課）、熊本県木材協会連合会（県木連）、熊本県樹芸農業協同組合]

②新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、県産木材を使用し新しい生活様式に対応した空間づくりに取り組む事業所への支援事業を実施

- ・事業所（飲食店・事務所等）への補助：8団体

[県（林業振興課）、熊本県建築士事務所協会]

③県営住宅及び高齢者向け住宅の木質化の実施

- ・県営住宅の住戸改善において、床材に県産木材を使用
- ・高齢者向けサービス付き高齢者住宅の整備の補助条件に、内装（壁及び床）の木質化を付することで、木質化の促進を実施

[県（住宅課）]

④市町村における木造住宅への支援（11市町村）

地域材を購入して家を建てる施主を対象とした、木材費用等の支援を実施

[八代市、水俣市、人吉市、天草市、美里町、小国町、芦北町、多良木町、山江村、湯前町、あさぎり町]

⑤顔の見える家づくりグループによる取り組み

県内の「顔の見える家づくりグループ」による地域材を利用した住宅建築の情報提供や住宅相談会、見学ツアー等を実施

工務店、木材生産業者及び森林組合などが連携し、施主を山に案内するなどして、木造住宅の建築への意欲を喚起

[五木村山村活性化協議会ほか5団体]

⑥くまもと県産木材アドバイザーによる普及啓発活動の実施

木造建築だけではなく林業や木材加工・流通、さらには県産木材の利用意義を伝えることができる幅広い知識を持った「くまもと県産木材アドバイザー」による普及啓発を実施（令和2年度末現在：75名）

[県（林業振興課）、県産木材アドバイザー]

（5）熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興における木材利用の推進

①くまもと型復興住宅マッチングサポート事業の実施

- ・住宅再建を希望されている被災者の方々が工務店探しで悩んでいる場合、希望する住まいの建設条件等にあった地域住宅生産者グループを紹介及びサポートを実施
- ・住宅相談会の実施
行政及び関係機関と連携を図り、ガイドブック等を活用した相談会を開催
相談会：5回開催（八代市、益城町）
- ・くまもと型復興住宅を広く周知を行うために新聞広告等へ掲載
掲載回数：2回（熊本日日新聞）

[熊本県地域型復興住宅推進協議会]

②令和2年7月豪雨災にかかる応急仮設住宅等への木材利用の推進

- ・ 応急仮設住宅（740戸）及びみんなの家（20戸）を全て木造で施工（6,584㎡）
[県（住宅課）]



【応急仮設住宅】



【みんなの家】

③今後建築が予定されている災害公営住宅などを始め、復旧・復興にかかる公共施設における木材の積極的な利用の働きかけを実施 [県（林業振興課）]

（6）地域の景観づくりへの木材利用の推進

多くの県民が利用または目に触れる公共的空間（観光地や商店街など）における県産木材を活用した建築物、案内板、外構・休憩施設、木製塀等の設置又は補修を支援
(13件実施) [県(林業振興課)]



【人吉クラフトパークベンチ・テーブル(人吉市)】



【岳の湯地区「大地獄」塀・ベンチ(小国町)】

2 市場ニーズに応じた木材供給体制の整備

(1) くまもと県産木材販売力・品質確保強化事業の実施

県産製材品の販路開拓の為、商談会等の開催、展示会等への出展（東京等）等を行うと共に、講習会を開催し、大消費地のマーケット事情等について理解を深める活動を支援
[県木連、県（林業振興課）]

(2) 品質の確かな乾燥材の販売促進

統一規格と品質の確かな乾燥材の供給体制の整備育成を図るため、木材の乾燥に関する技術の普及啓発
[県木連、くまもと県産材共同集出荷センター]

(3) 合法性証明制度の普及啓発

合法性証明制度の普及啓発及び認定事業者の拡大を推進するとともに、既認定事業者への研修指導を実施

* 県内の認定事業者数（令和3年3月末現在）：200 事業者 [県木連]

(4) J A S 製材品の普及啓発

① J A S 認定工場に対して、品質確保の指導を実施

② 一般消費者や工務店等に対し J A S 表示や木材 J A S 制度の普及啓発

[県（林業振興課）、県木連、全国木材組合連合会]



【JAS材】

(5) 木材のサプライチェーン構築に向けた情報の共有化を推進

中大規模建築物等の新たな木材需要に対応するための製材品の生産・加工・流通における情報の共有化を図る新たな組織の設立を検討

[県（林業振興課）、県木連]

3 県民総ぐるみによる木材利用に向けた理解の醸成

(1) 県産木材利用の普及啓発

① 県産材需要拡大一斉行動

- ・ 県内 11 地区の各地域木材需要拡大推進協議会が地域の関係団体等に対して、「木の日」(10月8日)を中心に県産材需要拡大のための要望活動を実施

(主な要望先)

国出先機関、市町村、金融機関、農協、商工会議所・商工会、医師会、社会福祉協議会等

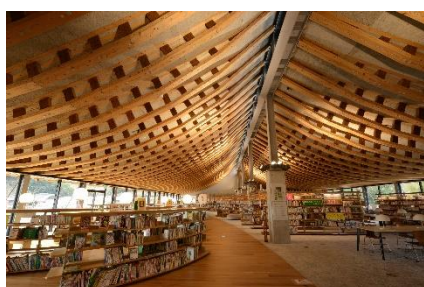
[県(林業振興課)、各地区の木材需要拡大推進協議会(各地区木需協)]

② 第26回木材利用大型施設コンクールの開催

- ・ 県産木材を使用した施設のコンクールを開催し優れた木造施設の顕彰を行うとともに、受賞施設のパネル、パンフレット等を作成し、普及啓発を実施
- ・ 国、県及び主催団体の施設も「賛助施設」として募集

[県(林業振興課)、熊本県森林組合連合会、県木連、熊本県木材事業協同組合連合会、

くまもと県産材振興会]



【熊本県賞】
天草市複合施設ここらす(天草市)



【県森連賞】
芦北町総合コミュニティセンター
(芦北町)



【県木連賞】
医療法人社団愛育会福田病院
地域文化交流館 寿心亭
(熊本市中央区)



【県事業連賞】
南阿蘇村買取型災害公営住宅
馬立団地(南阿蘇村)



【くまもと県産材振興会賞】
道の駅「小国」ゆうステーション 公衆トイレ
(小国町)



【特別賞】
宇土市立花園幼稚園(宇土市)



【賛助施設】
熊本県林業研究・研修センター
林業技術研修館2号館 森創館
(熊本市中央区)



【賛助施設】
熊本県立第二高等学校 図書館棟
(熊本市東区)

③マスメディアやSNSの活用による情報発信

- ・「くまもとの木と暮らす」をキーワードに新聞等を活用して、木造住宅の良さや県産木材の利用意義等に関する普及啓発を実施（熊本日日新聞朝刊×5回、くまにちキャロット×2回、インスタグラム開設）

[林業・木材産業活性化広報協力事業協議会、県木連]

- ・県政広報番組で県の施策を紹介し、木の良さや、木造住宅の優位性、県産木材の利用意義等について普及啓発を実施
- ・くまもとの森林・林業・木材産業について紹介するフェイスブックページ『くまもとの木づかい』で情報を発信

[県（林業振興課）]

(2) 木育の推進

①くまもとの木と親しむ環境推進事業

県民、特に次世代を担う子どもたちに、木のぬくもりや香りに親しむ環境を提供し、木を身近なものに感じてもらい、木材の良さや県産木材の利用意義等の理解を深めるための取組みを実施

ア) 地域の特徴を活かし、県産木材を使用して木育活動や取組を支援（12団体）

イ) 小学5年生向けの社会科用副読本、中学技術家庭科用副読本（各約18,000人）及び教師用ガイドブックを作成 [県（林業振興課）]



【小学5年生向け副読本・ガイドブック】



【中学技術家庭科用副読本・ガイドブック】



ウ) 木育インストラクター（木育推進員）の養成

木育を行う人材を養成するための講座を開催。県と熊本大学のそれぞれが、初級、中級及び上級の講座を各1回実施（計6回） [熊本大学、県（林業振興課）]



【木育インストラクター認定証】



【木育インストラクター養成講座】

- エ) 幼稚園、保育園等の子育てを支援する施設等に県産木材で作った木製遊具を貸し出すとともに、木をテーマにした紙芝居や絵本の読み聞かせ等を実施
(延べ 38 団体) [県 (林業振興課)]



- オ) 保育園等へ県産木材を使用した机・椅子及びロッカー、棚など子どもが利用する木製品の導入を支援 (16 事業体) [県 (林業振興課)]

②各地域木需協、各団体による木工教室の実施

各木需協において小学生等を対象とした木工教室を開催

[各地区木需協]

熊本木需協	2 校	107 人
宇城木需協	2 校	89 人
玉名森・林振興協	9 校	291 人
鹿本木需協	1 校	85 人
菊池木需協	3 校	88 人
阿蘇森づくり協	4 校	95 人
上益城林木協	4 校	90 人
八代木需協	1 校	59 人
水俣・芦北木需協	2 校	46 人
天草森・林振興協	3 校	119 人
計	31 校	1,069 人



【木工教室の状況】

(2) 法律改正の概要について

《 目 次 》

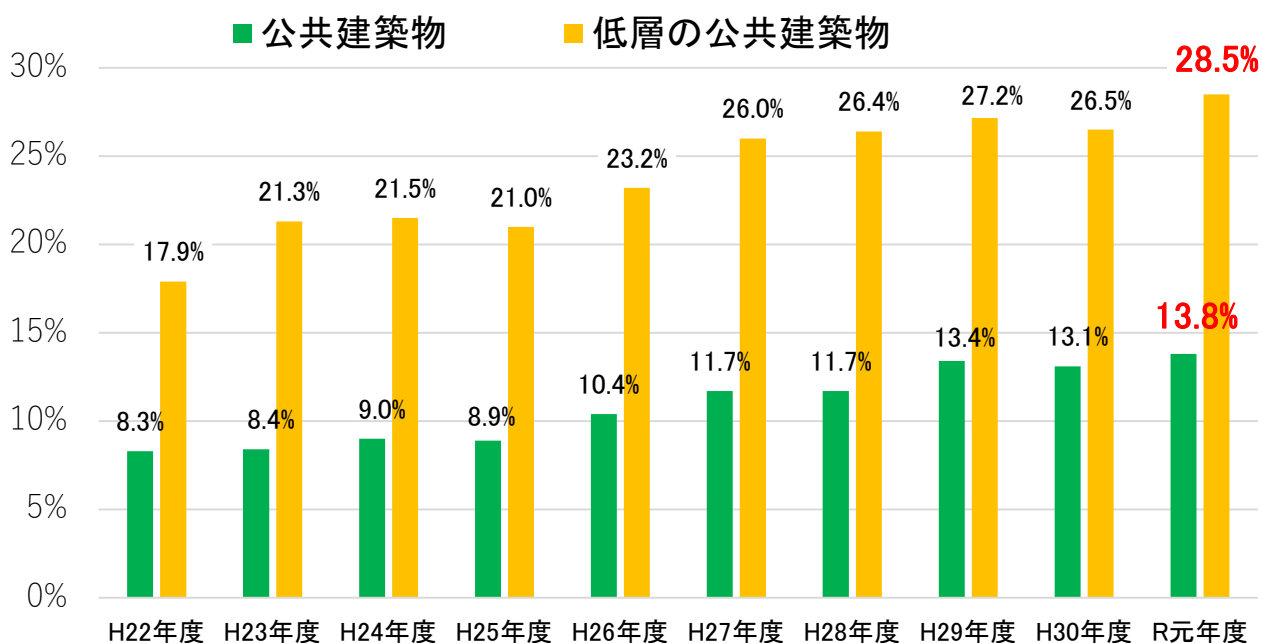
- 1 公共建築物等における木材の利用促進に関する法律とは(P1、2)
- 2 改正法の概要(P3)
- 3 県における公共建築物の木造化の取組について(P4)
- 4 民間における建築物の木造化の取組について(P5)

1 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律とは

< 林野庁資料引用 >

(1) 公共建築物の木造率の推移

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」は、木造率が低い公共建築物をターゲットに、国が率先して木材利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的な取組を促すことにより、民間建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大し、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的として、平成22年に制定。
- 法律の施行後、公共建築物の木造率は上昇傾向で推移。低層（3階建て以下）の公共建築物の令和元（2019）年度の木造率は、28.5%。



注1 木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に木材を利用したものをいう。

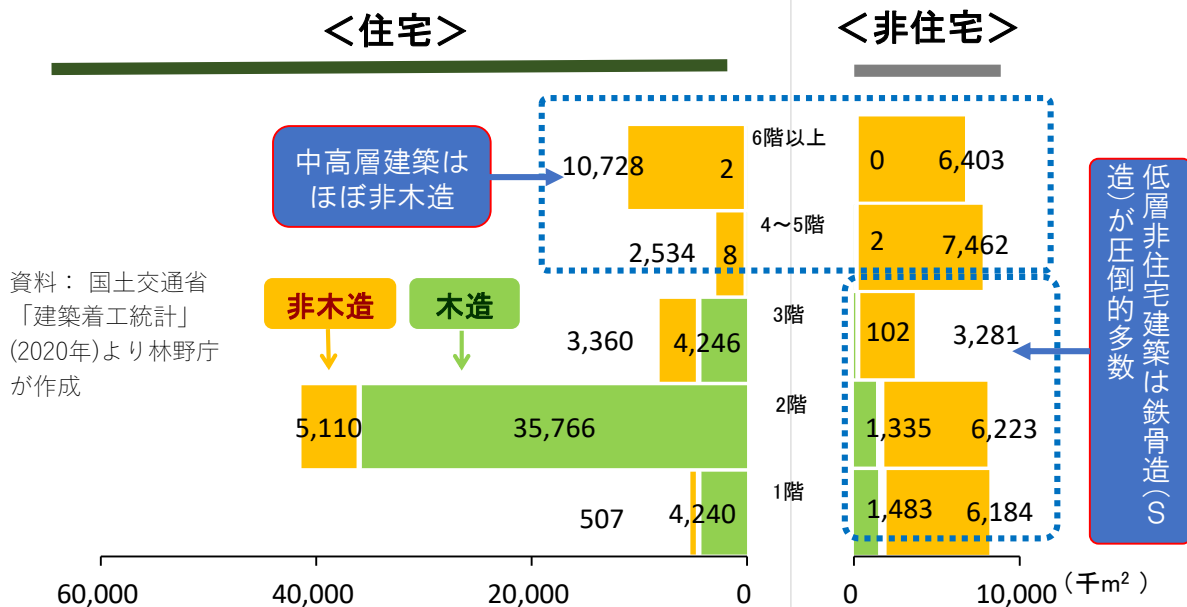
注2 木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築、改築を含む（低層の公共建築物については新築のみ）。

注3 「公共建築物」とは国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。

(2) 階層別の建築物の木造化の可能性

- 民間建築物については、木造率の高い低層の住宅以外にも木材の利用の動きが広がりつつあるものの、非住宅分野や中高層建築物の木造率は未だ低位。
- 法制定から10年が経過し、その間に、耐震性能や防耐火性能等の技術革新、建築基準の合理化によって、建築物における木材利用の可能性は大きく拡大。

■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積 (2020年)



(3) 森林資源の循環利用

- 2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進め、人工林の若返りを図ることが必要。



2 改正法の概要

< 林野庁資料引用 >

< 題名 >

(施行期日 令和3年10月1日)

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

ポイント

- ① 脱炭素社会の実現を法の理念に位置付け
- ② 木材利用促進の対象を公共建築物から建築物に拡大

第一条 目的

- 建築物等における木材の利用を促進し、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資することを目的

< 関係者の役割 >

第四条 国の責務

- 木材利用促進に関する施策を総合的に策定・実施
- 自ら率先して公共建築物において木材利用
- 木材利用に関する国民理解の醸成 等

第五条 地方公共団体の責務

- 国の施策に準じて木材の利用促進に関する施策を策定・実施
- 公共建築物における木材の利用

第六条 事業者の努力

- 事業活動等に関し木材の利用促進に自ら努める
- 木材の安定供給に努める ← 追加

第七条 国民の努力

- 木材の利用促進に自ら努める
- 国又は地方公共団体の施策に協力

新設

第九条 木材利用促進月間(10月)・木材利用促進の日(10月8日)を規定

第十五条 建築物木材利用促進協定制度の創設

- 協定内容を誠実に履行
- 国は協定を締結した事業者等の取組を支援するための必要な措置(寄与度の評価・公表、財政上の配慮、その他必要な支援)

第二十五条 木材利用促進本部を設置

- 農林水産大臣(本部長)
- 総務大臣、文科大臣、経産大臣、国交大臣、環境大臣のほか関係大臣で構成
- 建築物における木材利用促進に関する基本方針の策定・実施の推進

第三十一条 表彰を規定

< 基本方針の策定 >

第十条 基本方針

- 木材利用促進本部は建築物における木材の利用促進の意義・基本的方向等を定める基本方針を定める

即して定める

第十一条 都道府県方針を定めることができる

即して定める

第十二条 市町村方針を定めることができる

新設

基本方針等の対象を公共建築物から建築物に拡大

脱炭素社会の実現に向けた国民運動を展開



【林野庁ロゴマーク】

3 県における公共建築物の木造化の取組について

< 熊本県林業振興課調べ >

- 県では、H13年度に知事を本部長として庁内各部局長で組織する「公共施設・公共工事木材利用推進本部」を設置し、公共施設※及び公共工事における木材利用の促進を図ってきたところ。

※ 公共施設とは、県有施設、または、県が市町村等への補助等により実施する公共施設（以下、「市町村等補助」という）であって、3階以下で法的制限等により木造化が困難でないもの。

○ これまでの取組状況

(1) 木造率（目標：75%（件数ベース））

（単位：件、%）

区分	H28			H29			H30			R1			R2		
	対象施設	木造施設	木造率	対象施設	木造施設	木造率	対象施設	木造施設	木造率	対象施設	木造施設	木造率	対象施設	木造施設	木造率
県施工	10	10	<u>100</u>	8	7	<u>88</u>	23	23	<u>100</u>	8	8	<u>100</u>	7	7	<u>100</u>
市町村等補助	41	15	<u>37</u>	30	16	<u>53</u>	52	33	<u>63</u>	70	45	<u>64</u>	30	21	<u>70</u>
合計	51	25	<u>49</u>	38	23	<u>61</u>	75	56	<u>75</u>	78	53	<u>68</u>	37	28	<u>76</u>

(2) 木造化の課題

- **木造化されなかった9施設**の理由としては、**耐火、耐震に対する不安**（6件）、**コスト高への懸念**（3件）との回答であった。

(3) 今後の対応

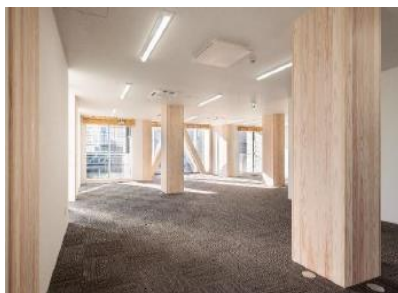
- 市町村等に対して、木造化における**正しい情報の発信を継続**していくことが必要。
- 木造建築物を検討する**施主、設計する技術者へのサポート**として、**耐火や耐震性などの正しい理解を深めるための研修会の開催**、**先進的な木造建築物に関する建築士への講習会の開催**など

4 民間における建築物の木造化の取組について

- これまであまり木材が使われてこなかった中高層建築物や非住宅建築物において利用可能な新たな木材製品・技術の開発と普及が進展
- 国土交通省においても、防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、木材利用推進に向けた建築基準制度の合理化を推進（H30.6建築基準法一部改正、R1.6施行）

全国で中高層建築物の木造化が進展

<事例>



【令和3年度全国木材利用優良施設コンクールより】

場所	宮城県仙台市
用途	店舗、事務所、住宅
施主	高惣合同会社
設計者	株式会社シェルター
施工者	株式会社シェルター
主要構造	木造
階数	地上7階
延床面積	1,131m ²



【令和3年度全国木材利用優良施設コンクールより】

場所	愛知県名古屋市
用途	集合住宅
施主	清水建設株式会社
設計者	清水建設株式会社
施工者	清水建設株式会社
主要構造	木造、鉄骨
階数	地上4階、地下1階
延床面積	3,211m ²



【ヒューリックHPより】

場所	東京都中央区
用途	商業施設
施主	ヒューリック株式会社
設計者	株式会社竹中工務店
施工者	株式会社竹中工務店
主要構造	木造、鉄骨
階数	地上12階、地下1階
延床面積	2,460m ²



【第24回熊本県木材利用大型施設コンクールより】

場所	熊本県八代市
用途	学校
施主	学校法人八商学園 秀岳館高等学校
設計者	株式会社パオブローン熊本
施工者	株式会社 建吉組
主要構造	木造
階数	地上4階
延床面積	4,176m ²

(3)意見交換等

① 話題提供

公共建築物における地元木材の活用について～天草市複合施設こらすの場合～

② 意見交換

テーマ「民間建築物における木材利用の推進」について

～ 高層建築物の木造化等 ～